

永平寺町普通財産売却実施要領

永平寺町では、町有地を一般競争入札で売却します。入札参加に必要な要件は、下記のとおりです。

1 売却物件

物 件 の 所 在	地 目	地 積(m ²)	予 定 価 格 (最低売却価格)	用 途 地 域
福井県吉田郡永平寺町松岡石舟 3字1番1	宅地	1,293.99	15,808,000 円	第一種住居地域

2 申込み資格

次の各号のいずれかに該当する人は申込みできません。

- ① 国、県、市町村税を滞納している者
- ② 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ③ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない者
- ④ 永平寺町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号、同条第6号及び32条第1項各号に該当する者

3 買受人の決定

有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が本町の定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項に該当する者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

4 入札参加申込み期間及び受付場所

受付開始 令和8年1月19日（月）から令和8年2月20日（金）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

（土・日曜日、祝日を除く）

受付場所 永平寺町松岡春日1丁目4番地

永平寺町役場 契約管財課

5 入札参加申込み方法

- ① 所定の町有地売却申込書に必要事項を記入し、添付書類を添えて契約管財課に提出してください。
- ② 郵送による受付は認めません。申込書の提出は持参のみとします。
- ③ 入札保証金（入札金額の100分の5以上）は免除します。

6 入札の日時及び場所

日 時 令和8年3月2日（月） 午前10時開始（受付：9時30分から）

会 場 永平寺町役場本庁 3階小会議室

7 注意事項

- ① 物件は現状有姿にて引き渡すものとします。
- ④ 現地での説明は実施しませんので、物件を確認のうえ応募してください。

8 契約の条件等

- ① 契約相手を決定した日の翌日から7日以内に売買契約を締結するものとし、期限までに契約を締結しない場合、資格を取消します。
- ② 契約の締結は、永平寺町役場契約管財課にて行います。
- ③ 買受人は契約締結の際、永平寺町発行の納付書により、契約保証金として売買代金の100分の10以上（1,000円未満切上げ）に相当する金額を納付するものとし、契約締結後60日以内に売買代金の全額を納付するものとします。その際、契約保証金は売買代金の一部に充当します。ただし、期限内に売買代金を納入できない場合は、契約を解除し、契約保証金は永平寺町に帰属します。

2 前項の期限内に納入できない場合で、特別の理由がある場合にはその期間の延滞料を支払うことにより延長する事ができるものとします。

- ④ 買受人は、土地の引渡しを受けた日から5年以内に転売することを禁じます。ただし、宅地分譲する場合は、この限りではない。

9 所有権の移転

- ① 売買代金が完納されたときに所有権が移転し、当該物件を引き渡すものとします。
- ② 所有権移転登記は、物件の引き渡し後、買受人が行うこととします。
- ③ 所有権の移転登記に要する登録免許税及びその他契約にかかる費用は、全て買受人の負担とします。

問い合わせ先

福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

永平寺町役場契約管財課

電話番号 0776-61-3924（直通）